

### 平成26年経済センサス 基礎調査及び商業統計調 査にご協力ください

7月1日現在で、全国一斉に全ての事業所・企業を対象に「経済センサス基礎調査及び商業統計調査」を同時に実施します。

経済センサス基礎調査は、事業所・企業の産業や規模の基本的構造を明らかにするため、全国にある全ての事業所・企業を対象として実施される調査であり、「経済の国勢調査」といわれています。また「商業統計調査」は、商業活動の実態を明らかにするため、全国にある全ての商業事業所を対象に実施する調査です。日本経済の「いま」を知り、未来を考えるための大切な調査となりますので、みなさんのご理解ご協力をお願いします。

#### ○調査期日及び調査方法

6月下旬、町の統計調査員が事業所等へ調査表配布

7月1日現在で、事業所等が調査表を記入

7月上旬、調査員が調査表回収

#### ○お問い合わせ

政策財務課 政策G  
☎(84) 1111 (内線221)

### 医療福祉費(☎)受給者証 の更新について

ひとり親家庭、重度心身障害者の方

(町民税務課)

ひとり親家庭、重度心身障害者の方のマル福受給者証は6月30日までが有効期限となっております。受給要件を満たす方については、6月下旬(予定)に新しい受給者証を郵送します。

なお、次に該当する方は、これまでどおり役場窓口において更新手続きが必要ですので、7月末までに行ってください。

・転入された方や申告されていない方で、本人および扶養義務者の所得が確認できない方

・受給者証の記載内容に変更がある方(被保険者証の変更等)

※更新の手続きが遅れた場合、手続きを行った月からの受給となりますのでご注意ください。

#### ○お問い合わせ

町民税務課 町民G  
☎(84) 1965 (直通)

### パパ・ママ教室について

(健康福祉課)

町では、元気な赤ちゃんが生まれ育つよう、また妊娠中の生活が不安なく過ごせるようにパパ・ママ教室を実施しています。お友だちづくりの場としても、ぜひご利用ください。

#### ○日時

1日目 6月11日(水)

午前9時30分～11時30分

2日目 6月14日(土)

午前9時30分～11時45分

#### ○内容

1日目

助産師・栄養士による講話

「妊娠中の過ごし方」

「妊娠中の栄養」

2日目

ビデオ鑑賞「赤ちゃん・このすばらしき生命」、おふろの入れ方実習、母乳相談

#### ○対象者

町内在住の妊婦及びその家族

#### ○お申し込み

6月9日(月)まで(土日は除く)

#### ○お問い合わせ

保健センター ☎(84) 1910

### カメムシ防除薬剤購入の 助成について

(産業課)

一昨年、町内の水田でカメムシによる稲の被害(斑点米)が多発しました。

カメムシによる「斑点米」が、等級を下げる大きな原因にもなっているため、町病害虫防除協議会では、水稲カメムシ防除薬剤の購入に対して、今年度も助成を行います。

#### ○助成内容

助成対象薬剤を購入し、防除

対策を行った方に対して助成します。

#### ○助成対象薬剤及び助成金額

水稲作付面積に応じて、10アール単位で補助します。

なお、作付面積の合計は10アール単位とし、以下端数は切上げとなります。

・スタークル豆つぶ

250g入り1袋につき

1,000円

・スタークル液剤

500ml入り容器1本につき

200円

#### ○補助金の交付申請

7月31日(木)までに、産業課備え付けの申請書にて手続きを行ってください。

#### ○持参するもの

・印鑑

・領収書又は購入したことが証明できる書類

・振込先が確認できるもの(通帳等)

※効果的な防除のポイント

畦畔雑草の除草など、出穂10日から15日前までに行うことが効果的です。出穂期に行うと、カメムシを水田に追い込むこととなるため、注意してください。

#### ○お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84) 2582 (直通)

### 介護保険施設利用時の 居住費・食費の 軽減について

(健康福祉課)

介護保険サービスにおいて居住費や食費は在宅の場合と同じように、原則として全額自己負担となりますが、左表のように利用者負担段階の第1段階から第3段階の方は負担が軽減されます。介護保険施設の入所者、ショートステイ利用者において、該当する方は健康福祉課に申請してください。

利用者負担段階	対象者
第1段階	・世帯全員が住民税非課税者であって老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人
第2段階	・世帯全員が住民税非課税者であって合計所得金額と課税対象年収入の合計額が80万円以下の人
第3段階	・世帯全員が住民税非課税者であって、第2段階に該当しない人
第4段階	・第1、第2、第3段階のいずれにも該当しない人

#### ○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G  
☎(84) 0006 (直通)